

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（536））

2. 日時：平成29年12月13日 10時00分～12時20分

13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 9階B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、伊藤安全審査官、江崎安全審査官、津金安全審査官、日南川安全審査官、吉村安全審査官、千明技術研究調査官

（技術基盤グループ 地震・津波研究部門）

大橋上席技術研究調査官、石田統括技術研究調査官、森技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他12名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 機器耐震技術グループ 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 副長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

電源開発株式会社：設備技術室 設備耐震技術タスク 担当

5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則への適合性のうち「第5条 津波による損傷の防止」について、平成29年11月8日に提出された発電用原子炉設置変更許可申請書（一部補正）及び本日のヒアリングにおける提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 久慈川からの遡上波が敷地に影響することはないと判断する理由について、詳細に説明すること。
- 放水路ゲートについて、重大事故等対処施設に対する耐津波設計を考慮しても電源構成等に問題ないか検討し、その結果を提示すること。
- 防潮堤の設置ルート変更に伴う入力津波の数値シミュレーション結果への影響に関し、津波水位の比較に加え、下降側水位の継続時間についても比較し、その結果を整理して提示すること。
- 「敷地北側防潮堤設置ルート変更に伴う入力津波設定について」において、複数の意味を持つ語として「数値シミュレーション」が多用されていることから、その対象（解析モデル、手法、条件等）を整理した上で、分かりやすく提示すること。
- 漂流物による衝突力算定式に関する既往の研究論文の整理について、参考文献から引用している内容の対象施設に留意する等、引用の適切性を検討した上で再提示すること。
- 道路橋示方書の衝突力算定式のみを基準に示される唯一の算定式としているが、他の

既往評価式を含め、東海第二発電所への適用性に係る評価の考え方を整理のうえ提示すること。

- 県管理の港湾に出入港する船舶の船種、公共の場所から視認出来る物等をマスクングの対象としているが、マスクングを行う基本的な考え方について再整理し提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 津波による損傷の防止